

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

屋久島町長 荒木 耕治

市町村名 (市町村コード)	屋久島町 (465054)
地域名 (地域内農業集落名)	南部第2地区 (高平、麦生、原、尾之間)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月28日 (第4回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地域は、果樹、ばれいしょの栽培が主であり、農協や市場への出荷も行われている。耕作者の高齢化、後継者不足、耕作放棄地の発生、水路・排水路・土手等の維持管理が課題となる。田畑の表土が少なく農地自体がやせており石が多い。

(2) 地域における農業の将来の在り方

引き続き、果樹、ばれいしょの振興を図っていく。農地の管理については、当面は、現在の耕作者が耕作を維持するとともに、耕作者が耕作できなくなった場合などの対応は、地域での話し合いを継続しながら検討していく。また、水路・排水路・土手等の維持管理については、多面的機能支払制度を活用した維持管理の方法などを、地域での話し合いを継続しながら検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	358 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	358 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とした。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
認定農業者及び新規就農者、規模拡大希望の生産者の農地を中心に集約化を進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
離農等により耕作できなくなった農地については、次の耕作者について地域で話し合い、貸し借りが成立するようであれば、農地中間管理機構を活用し貸借を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
畑地灌漑事業や機械化体系・作業効率化を図るための園内道整備等の小規模事業をはじめ、基盤整備事業など地域の要望に応じて事業化を検討していく。 老木更新のため果樹・お茶の改植事業を引き続き実施していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外にかかわらず、新規就農者等を積極的に受け入れ、新たな農業を担う者の確保と育成を図る。 県屋久島事務所・JAなどの関係機関と連携を図り、新規就農者等の育成を積極的かつ切れ目なく行っていく。 先進事例などの情報を収集し、本地域でも取り組めないか検討していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
ぼんかん、たんかん、ばれいしょ等の収穫作業等、必要に応じて農業管理センターの活用を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①侵入防止柵、罟等を設置し鳥獣被害を未然に抑える取り組みを行う。
- ③集落等で機械の共同利用を図る。
- ⑤ぼんかん・たんかんといった基幹作物の他に新たな収益性の高い新規作物の導入を目指し所得の向上につなげる。
- ⑦水路・排水路・土手等の維持管理については、多面的機能支払制度を活用した維持管理の方法などを、地域での話し合いを継続しながら検討していく。